



平成 30 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 地盤ネットホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 山本 強
(コード番号：6072 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員
管理本部長 玉城 均
(TEL. 03-6265-1834)

会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、当社の会計監査人である東陽監査法人と本日付で、監査及び四半期レビュー契約を合意解除することといたしました。また、本日開催の監査役会において、会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う公認会計士等につきましても同様であります。

記

1. 異動年月日

平成 30 年 8 月 6 日

2. 異動に係る会計監査人の概要

(1) 就任する一時会計監査人の概要

| | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 名 称 | 應和監査法人 |
| 所 在 地 | 東京都千代田区九段南 4 - 8 - 13 自動車会館ビル |
| 業務執行社員の氏名 | 澤田 昌輝 星野 達郎 |
| 日本公認会計士協会の上場会社監査 事務所登録制度における登録状況 | 登録されております |

(2) 退任する会計監査人の概要

| | |
|-------------------------------------|--------------------|
| 名 称 | 東陽監査法人 |
| 所 在 地 | 東京都千代田区神田美土代町 7 番地 |
| 業務執行社員の氏名 | 前原 一彦 三浦 貴司 |
| 日本公認会計士協会の上場会社監査 事務所登録制度における登録状況 | 登録されております |

3. 上記2.(1)に記載するものを一時的会計監査人とした理由
当社監査役会が應和監査法人を会計監査人に選任した理由は、当社が会計監査人に求める独立性、監査に関する品質管理体制及び専門性、経験等の職務遂行能力を有していること、当社グループの事業活動に対し、新たな視点による監査を実施できることなどを総合的に勘案した結果、適任と判断したものであります。
4. 退任する会計監査人の直近における就任年月日
平成 29 年 6 月 26 日
5. 退任する会計監査人が直近 3 年間に作成した監査報告書における意見等
該当事項はありません。
6. 異動の決定または異動に至った理由及び経緯
平成 30 年 6 月 29 日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び同日付け「平成 30 年 3 月期 有価証券報告書提出期限延長に係る承認のお知らせ」のとおり、平成 30 年 3 月期の監査手続きに想定以上の時間を要しましたが、当社は、平成 30 年 7 月 31 日付け「第 10 期有価証券報告書の提出完了に関するお知らせ」のとおり、同日付で第 10 期（平成 30 年 3 月期）有価証券報告書の提出を完了させました。

一方で、当社は、当社の会計監査人である東陽監査法人からの当社連結子会社における地盤調査機の売上取引に関する実在性および計上時期の妥当性に関する指摘を契機として、平成 30 年 5 月 23 日付で「平成 30 年 3 月期決算短信の訂正の可能性に関するお知らせ」を公表しておりますが、当該公表後の平成 30 年 5 月末頃に、東陽監査法人より、平成 30 年 3 月期の監査状況を踏まえ、当社の監査について、今後はより慎重なリスク対応手続きや内部統制評価を行う必要があるために監査工数が相当な規模になるとの理由により、平成 30 年 3 月期をもって監査契約を終了したいとの申し出を受けました。当社としては、平成 30 年 6 月 29 日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」でお知らせした、社内調査委員会から提言された、再発防止策を実行すれば、ガバナンス強化、コンプライアンス遵守、内部統制強化が図られることで、円滑な監査対応が可能になる点を説明及び交渉を継続してまいりましたが、一方で、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、並行して新たな会計監査人を探し、いくつかの候補者から、平成 30 年 6 月下旬頃より、應和監査法人と具体的な協議を開始しました。
このような中、適正な監査業務が継続される体制の維持及び平成 31 年 3 月期第 1 四半期のレビュースケジュールの観点から、本日付で、東陽監査法人と合意したうえで監査契約を解除し、当社監査役会は應和監査法人を一時的会計監査人に選任することを決議いたしました。

なお、退任にあたり東陽監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を行う旨の確約を頂いております。
7. 上記 6. の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答をいただいております。

以上